

「防衛省市ヶ谷地区における自動販売機の
設置及び経営」募集要領

令和4年1月

防衛省人事教育局厚生課

募集要領

1 概要

東京都新宿区市谷本村町5番1に所在する防衛省市ヶ谷地区において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置施設の所在地及び名称

東京都新宿区市谷本村町5番1 防衛省市ヶ谷地区

【重要】

4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）

- (1) 日 時：令和4年2月10日（木）15時（14時50分までに入室）
- (2) 場 所：厚生棟1階食堂共用部
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領
 - ・ 本説明会の参加条件として、①募集要領を取得していること、②参加申込書（別紙様式第1）において期日までに参加登録していることが必要となる。
 - ・ 本説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募に参加できない。
参加希望者（各業者2名まで）は、令和4年2月8日（火）18時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで直接提

出又はE-mail若しくはFAX（送信票は不要）により申し込むこと。**※E-mail又はFAX送信後、確実に届いているか確認の電話連絡をすること。**

提出先：防衛省人事教育局厚生課（D棟1階） 押木（オシキ）

E-mail：naikyoku-kobo@mod.go.jp

FAX：03-5228-0895（送信票は不要）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 販売禁止品目

飲料のうち、アルコール飲料及びノンアルコール飲料は販売禁止とする。

(3) 設置機種及び台数

設置施設における設置機種及び台数については、以下のとおり。

飲料自動販売機（缶・ペットボトル式） 5台

なお、設置台数は施設の状況等により変更となる場合がある。

(4) 設置業者数

1者

(5) その他

詳細は、別添仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、

③の提出期限内に持参又は郵送すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

①提出書類

i 申請書（別紙様式第2） 1部

ii 企画提案書（別紙様式第3） 32部

※ 以下の事項について、必ず全て記載すること。

・ 会社概要

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4）

イ 商品の供給体制

ウ ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法

エ 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無（電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）

オ 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力（別紙様式第5）

カ 省エネルギー・環境対策に係る提案

キ 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳しく記載）

ク メンテナンス及びアフターサービスについて

ケ 営業所の営業時間及び営業所から防衛省（市ヶ谷地区）までの所要時間

コ 東京23区内及び新宿区内での自動販売機設置台数（令和4年

1月1日現在)

サ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
シ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

ス 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況

セ 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）

ソ 業務の一部を第三者へ委託することの有無（委託する場合は、委託先、委託範囲、委託する理由等）

タ その他のアピールポイント

iii 企画提案書付属書類 1部

自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品が分かる具体的な資料等（日本工業規格A4）

iv その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a. 業務確約書（別紙様式第6）

b. 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））

※ 発行後3ヶ月以内のもの

c. 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

d. 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

e. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

（個人：その3の2、法人：その3の3）

※発行後3ヶ月以内のもの

f. 会社概要（様式不問。上記c. 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）

g. 印鑑証明書

※ 発行後3ヶ月以内のもの

h. 都道府県知事等が発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i. 誓約書（別紙様式第7）

j. 役員名簿（別紙様式第8）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに掲げる書類に代えることができる。

②提出先

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5番1 (D棟1階)
防衛省人事教育局厚生課
小川 (オガワ)、押木 (オシキ)
電話 03-3268-3111 (内線 25191)

③提出期限

令和4年2月14日(月)10時から同月25日(金)18時まで
(ただし、12時から13時までを除く。)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

①提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

③提出書類等に虚偽の記載があった場合

④審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑤過去(又は現在)、防衛省(防衛省共済組合を含む)に支払う国有財産使用料(共済組合の場合は管理手数料等)及び光熱水料を滞納したことがある(している)場合

⑥提示した国有財産使用料が、次年度の金額未満の場合

⑦その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退又は失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、書類選考において、企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時にくじ引きを行い決定する。

審査結果については、いかなる理由であっても、異議を申し立てることができないものとする。

8 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経營業者として決定された者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限内に持参又は郵送すること。なお、書式等詳細は、決定業者に対する説明会時に連絡する。

①提出書類

国有財産使用許可申請書及び付属書類

②提出先

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5番1 (D棟1階)

防衛省人事教育局厚生課

小川 (オガワ)、押木 (オシキ)

③提出期限

別途通知

9 業者決定までのスケジュール

(1) 公募説明会

- 令和4年2月10日（木）15時から
（場所：防衛省食堂共用部（厚生棟1階））
- (2) 申請書等の提出
令和4年2月14日（月）10時から同月25日（金）18時まで
（ただし、12時から13時までを除く。）
提出先：防衛省人事教育局厚生課（D棟1階）
- (3) 決定業者発表日時及び掲示場所
令和4年3月18日（金）10時（予定）
防衛省ホームページ及び防衛省市ヶ谷地区内掲示板（正門入口内、厚生棟、D棟1階及び2階の4箇所）に掲示
ただし、前記のくじ引きを行う場合は、くじ引きの開催日とする。
- (4) 決定業者に対する説明会
令和4年3月23日（水）15時から（予定）
（場所：人事教育局厚生課（D棟1階））
- (5) 国有財産使用許可申請書の提出又は郵送
令和4年3月23日（水）15時から同年4月1日（金）18時まで
（予定）
提出先：防衛省人事教育局厚生課（D棟1階）

10 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票（別紙様式第9）に記載の上、E-mail又はFAXで提出すること。令和4年2月4日（金）までに質問票を提出した場合、原則として公募説明会時に回答する。

提出先：防衛省人事教育局厚生課（D棟1階） 押木（オシキ）

E-mail : naikyoku-kobo@mod.go.jp

公募説明会（自動販売機）参加申込書

- 1 日 時：令和 4 年 2 月 1 0 日（木） 1 5 時から（ 1 4 時 5 0 までに入室）
- 2 場 所：防衛省食堂共用部（厚生棟 1 階）
- 3 携行品：顔写真付き身分証明書、募集要領（必ず持参してください。）

※ 参加申込書を提出していない業者及び遅刻又は欠席した業者の方は、いかなる理由があっても本説明会に参加できません。また、駐車場はありませんので、公共交通機関を利用するなど、時間に余裕を持って集合してください。

【当日面会先】人事教育局厚生課 押木（オシキ）

（電話：03-3268-3111、内線25191）

フリガナ	
業者名	

参加者①

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
E-mail	
FAX	

参加者②

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
E-mail	
FAX	

※ **令和 4 年 2 月 8 日（火） 1 8 時まで**に直接提出又は E-mail 若しくは FAX でお申込みください。

E-mail：naikyoku-kobo@mod.go.jp

FAX：03-5228-0895（送信票は不要）

E-mail 又は FAX で提出される場合は、送信後に必ず確認のお電話をいただきますようお願いいたします。

※ 登録後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡してください。

受付 No.		受付担当	
--------	--	------	--

※この欄への記入は不要です。

申請書

令和 年 月 日

防衛省人事教育局厚生課長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

東京都新宿区市谷本村町5番1に所在する防衛省市ヶ谷地区において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈国有財産使用料〉

年額 _____ 円／m²（税抜き） 年額 _____ 円／m²（税込み）

（設置後支払う1平方メートル当たりの年間国有財産使用料を記入すること。）

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 自動販売機設置台数（全国）
- 7 売上高

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
イ 商品の供給体制
ウ ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法
エ 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無 （電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）
オ 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力（別紙様式第4）
カ 省エネルギー・環境対策に係る提案
キ 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能 （災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳しく記載）
ク メンテナンス及びアフターサービスについて
ケ 営業所の営業時間及び営業所から防衛省（市ヶ谷地区）までの所要時間
コ 東京23区内及び新宿区内での自動販売機設置台数（令和4年1月1日現在）

サ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
シ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
ス	衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況 （法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
セ	防衛省における営業方針 （職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）
ソ	業務の一部を第三者へ委託することの有無 （委託する場合は、委託先、委託範囲、委託する理由等）
タ	その他のアピールポイント

※ 下線部は例であるため、提出時は削除すること。

設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力

設置場所	機種・型番 (上段:自動販売機) (下段:ゴミ箱)	サイズ (横幅×奥行)	年間消費電力 (1台当たり)	備考
B棟 2階				
D棟 10階				
E1棟 2階				
隊舎A棟 4階				
隊舎B棟 1階				

※ 設置基準(横幅cm×奥行cm)

B棟2階 飲料自販機(120×70)

D棟10階 飲料自販機(120×90)

E1棟2階 飲料自販機(100×80)

隊舎A棟4階 飲料自販機(150×95)

隊舎B棟1階 飲料自販機(100×80)

(上記設置基準は自動販売機のサイズとし、上記とは別にゴミ箱及び転倒防止板を設置する。)

(記入例) 上段:自動販売機 下段:ゴミ箱

設置場所	機種・型番 (上段:自動販売機) (下段:ゴミ箱)	サイズ (横幅×奥行)	年間消費電力 (1台当たり)	備考
B棟 2階	〇〇-〇〇〇〇〇	120×70cm	970 kWh・年	電子マネー対応
	〇〇-〇〇〇	30×43cm		数量1個

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省人事教育局厚生課長 殿

「防衛省市ヶ谷地区における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第8により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
防衛省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

質問票

- 1 「防衛省市ヶ谷地区におけ自動販売機の設置及び経営」募集要領等に関する質問は、本票を使用し、E-mail 又はFAXで提出してください。
 E-mail : naikyoku-kobo@mod.go.jp (本票をPDFにて添付)
 FAX : 03-5228-0895 (送信票は不要)
 宛 先 : 防衛省人事教育局厚生課 押木 (オシキ)
- 2 令和4年2月4日(金)までに提出された質問については、原則として公募説明会(令和4年2月10日(木)15時から)で回答します。
- 3 公募説明会以降に到着したものは、順次、E-mail、FAX又は電話で回答します。

◎	質問内容

業 者 名				
担 当 者 名				
電 話 番 号	会 社		携 帯	
E - m a i l				
F A X				

仕様書

1 業務件名

防衛省市ヶ谷地区における自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

自動販売機の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省人事教育局厚生課長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省大臣官房会計課長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ① 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - ② 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ③ 国において使用物件を必要とするとき。
 - ④ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑤ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ⑥ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑦ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑧ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先、委託範囲及び委託する理由を明記した書面により甲に事前申請し、許可を得ること。また、委託に係る一切の責任は丙が持つこと。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機（転倒防止板等も含む）及び後述の空き容器回収箱（以下、「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、申請書（別紙様式第2）に年額の1平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。
※ どの屋内設置場所でも国有財産使用料は同額とする。
- (2) 税抜き価格と現在の税率（消費税10%）に分け記載すること。
※ 消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。
- (3) 丙が提案した国有財産使用料が今年度の乙が算定した国有財産使用料を下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。
令和3年度国有財産使用料 42,302円/m²（消費税除く）
※ 上記使用料は、令和3年度単価であり、毎年度見直しを実施する。
- (4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した令和4年度国有財産使用料（令和4年2月頃決定）を下回った場合、乙の算定した国有財産使用料を支払うものとする。
なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点の業者を候補者とする。
- (5) 国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- (6) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

9 設置条件

- (1) 丙は、原則として、以下に示す設置基準面積内に収まる自動販売機を設

置すること。

飲料自動販売機（缶・ペットボトル式）

設置場所	設置基準面積（幅cm×奥行cm）
B棟2階	120×70
D棟10階	120×90
E1棟2階	100×80
隊舎A棟4階	150×95
隊舎B棟1階	100×80

- (2) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。ただし、転倒防止板は設置基準面積内に収まらなくともよい。
- (3) 丙は、自動販売機を設置する前に必ず現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (4) 現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置したい場合は、担当職員に理由を添えて申請（様式任意）し、許可を得ること。
- (5) 丙は、設置する飲料自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置すること。なお、ゴミ箱の設置数量は1台当たり最大2個までとする。
- (6) ゴミ箱は設置基準面積内に収まらなくともよいが、ゴミ箱を設置する際は、法令（消防法）に違反しない範囲に設置すること。
- (7) 選考の結果、最も評価の高かった業者が設置する。最も評価の高かった業者が複数だった場合は、それらの業者によるくじ引きによって業者決定を行う。

10 使用許可期間

令和4年5月1日～令和5年3月31日

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化につ

いて、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
(5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

18 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、丙は、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)である場合、その基準を満たすものであること。

- (6) 丙は、省エネタイプの機種を設置すること。
- (7) 丙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (8) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (9) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (10) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (11) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (12) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (13) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (14) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。
- (15) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (16) 丙は、原則毎週3回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (17) 丙は原則として、1日1回以上空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。
また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように適宜回収の回数を増やすこと。
- (18) 丙は原則として、国有財産使用許可後、許可されていないゴミ箱を一時的に追加したり、又は許可されたゴミ箱の面積を超えるものと交換することはできない。
国有財産使用申請は原則として1回限りであるので、申請の際はゴミ箱の容量及び数量を十分検討すること。
- (19) 販売商品と空き容器等廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (20) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (21) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (22) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (23) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (24) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過

失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。

- (25) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (26) 自動販売機の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (27) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

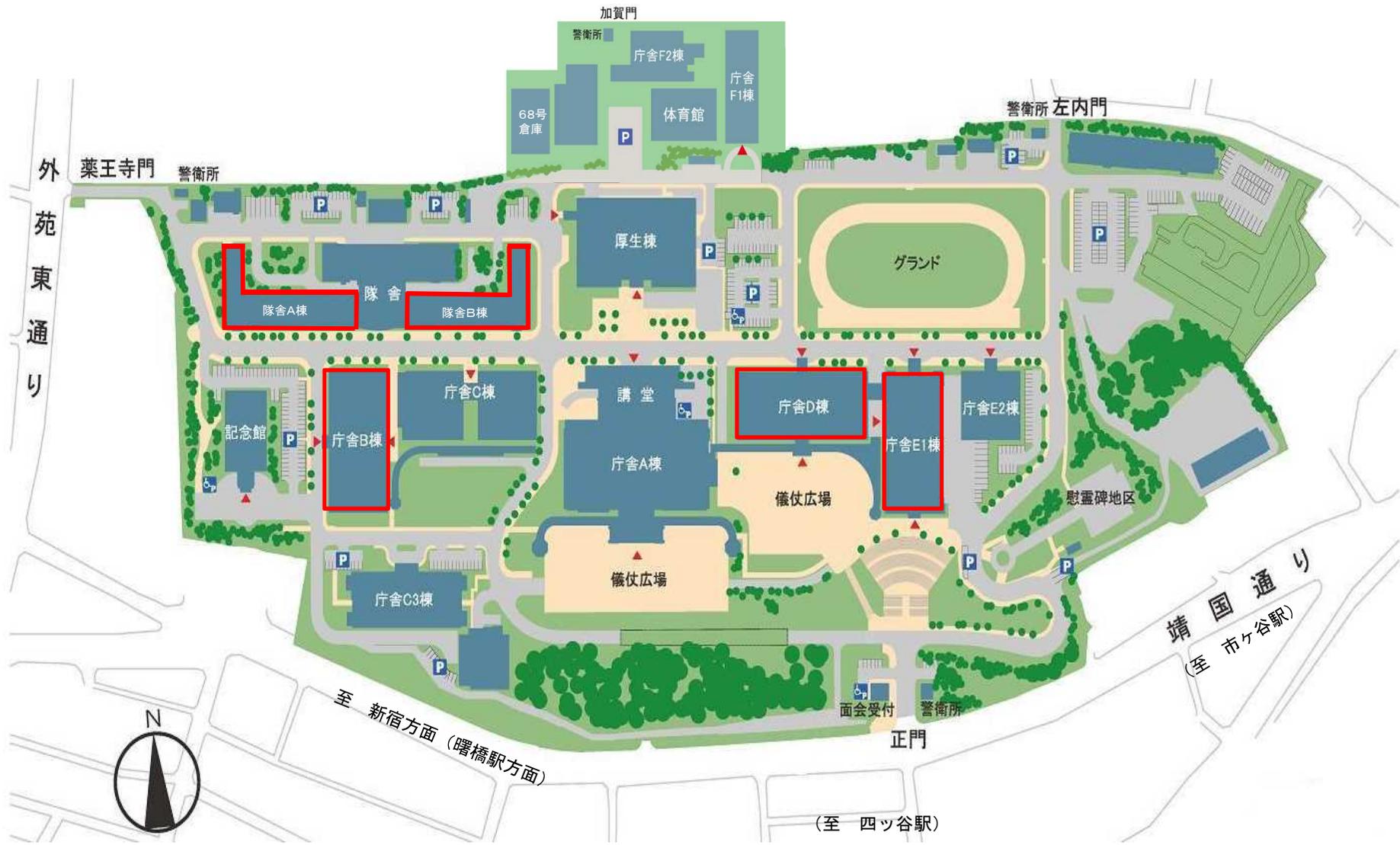
19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

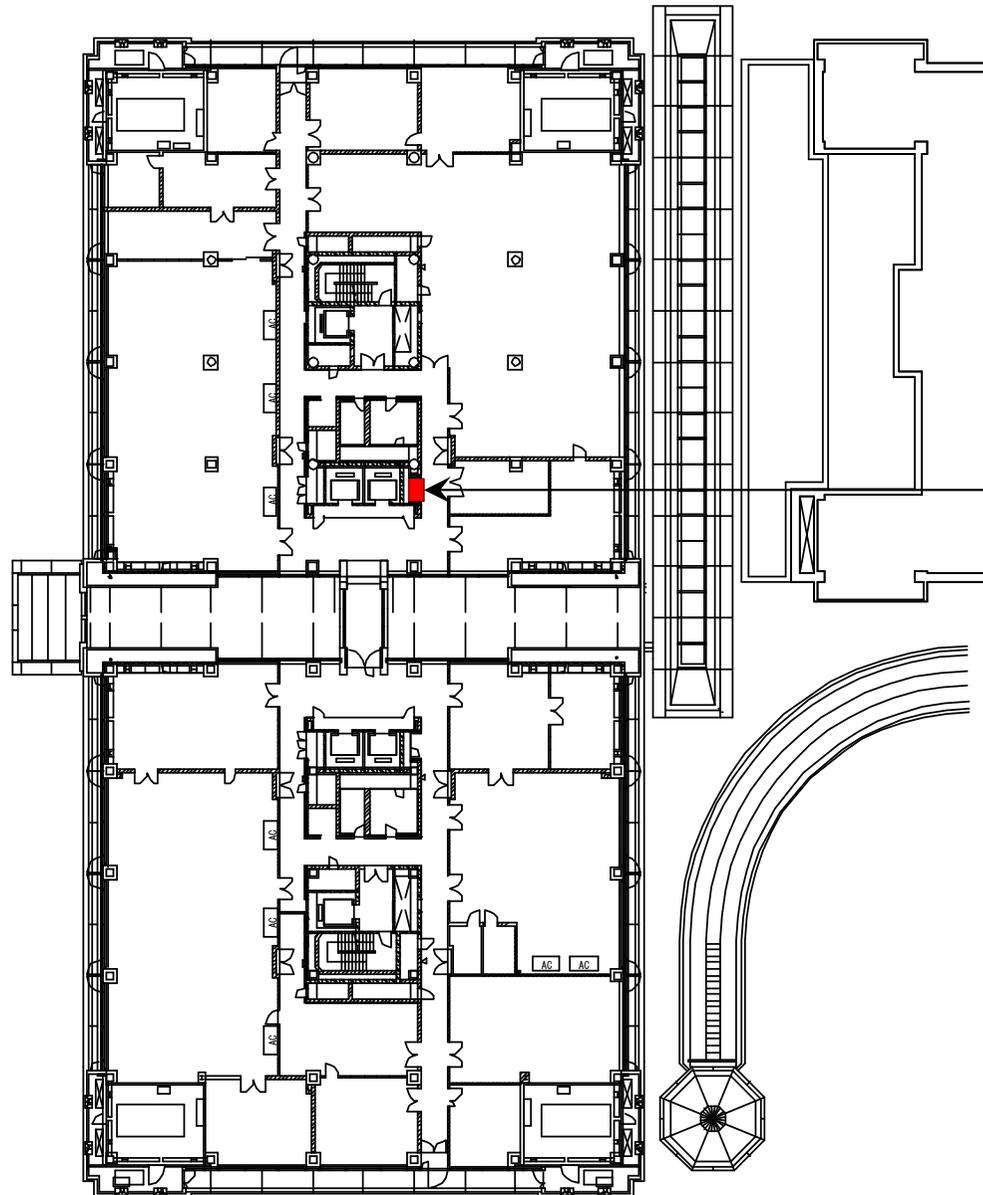
20 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

防衛省（市ヶ谷）



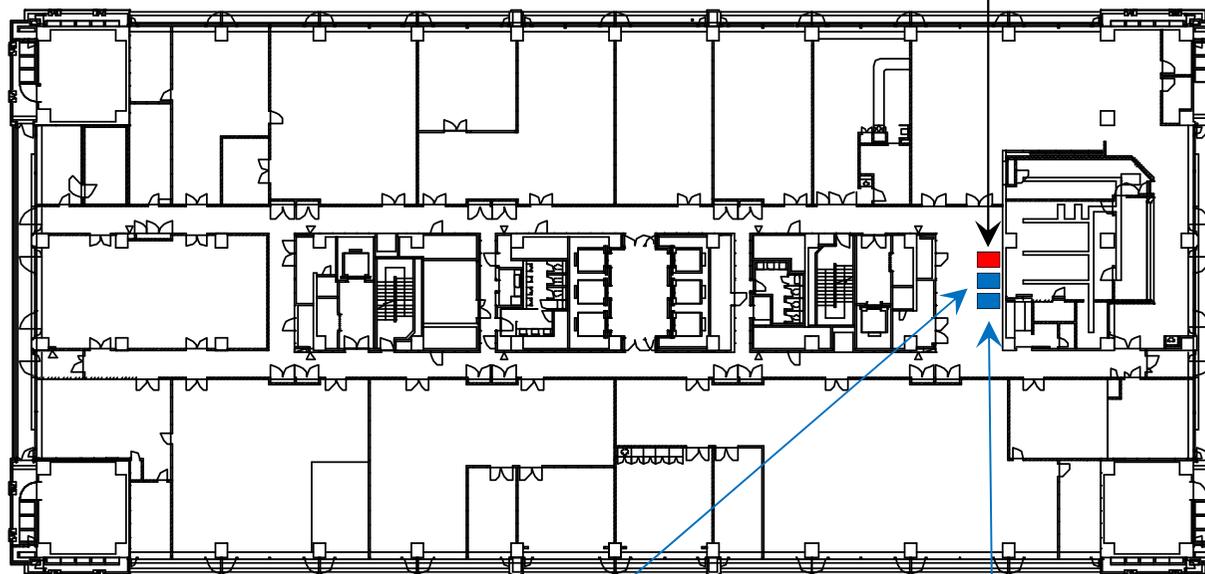
B棟2階



(缶・ペットボトル式)
設置可能面積
幅120cm×奥行70cm

D棟10階

(缶・ペットボトル式)
設置可能面積
幅120cm × 奥行90cm



食品(公募対象外)

食品(公募対象外)

建物番号	4	建物名称	庁舎D棟	図面の名称	10階平面図	S=1/500
------	---	------	------	-------	--------	---------

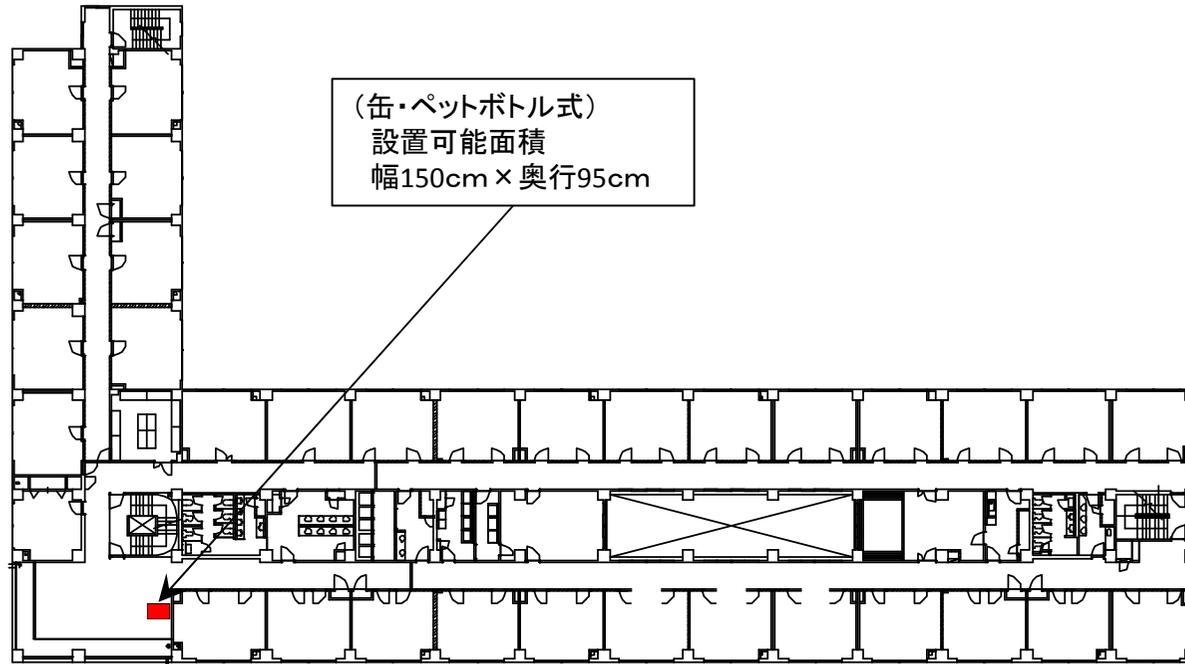
E1棟2階

食品(公募対象外)

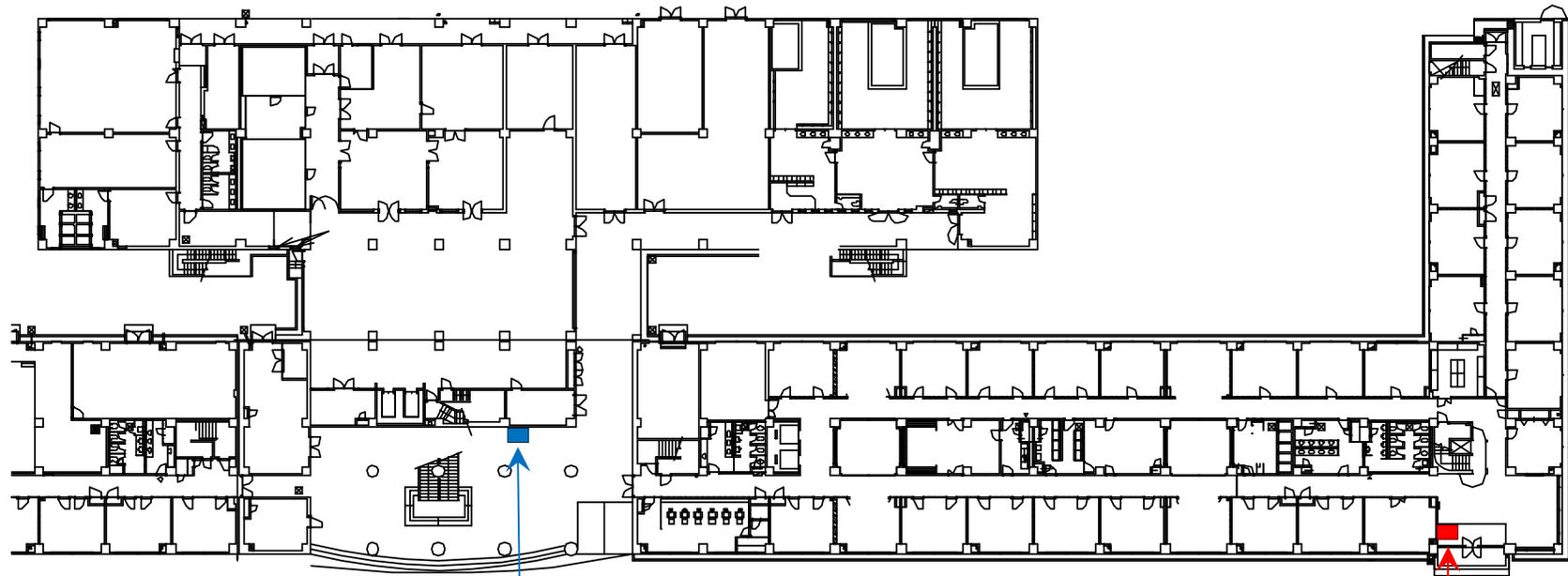
(缶・ペットボトル式)
設置可能面積
幅100cm×奥行80cm

建物 番号	5	建物 名称	庁舎E1棟	図面の 名称	2階平面図	S=1/500
----------	---	----------	-------	-----------	-------	---------

隊舎A棟4階



隊舎B棟1階



ペットボトル、缶 (公募対象外)

(缶・ペットボトル式)
設置可能面積
幅100cm × 奥行80cm

(例)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国有財産使用許可書

使用者 住所
氏名 (代表者) 殿

許可者
部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇〇（注1）に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在
区分
数量
使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。(注2)

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基いて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許

可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注1) 審査請求をすべき行政庁については、以下のとおり記載するものとする。

イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁

ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 当該処分庁

ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合(イ又はロに掲げる場合を除く。) 当該主任大臣

ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注2) 当該使用許可が当該使用許可期間満了をもって更新できないこととなる場合には、ただし書きに代えて、「なお、使用許可の更新は認めない。」と記載する。

(注3) 分担金等の負担を求める場合には、第4条第3項に、「前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金(共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの)及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。」と追加するものとする。

(注4) 当該使用許可が、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所となる場合には、以下のとおり追加等するものとする。

イ 第1条に、「宿舎名、戸番、専用面積又は指定保管場所」を追加。

ロ 第4条第3項に、上記注3に準じて追加する（「分担金」とあるのは「共益費」と読み替える）。

ハ 第9条第3項の次に次の1項を加える。

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

ニ 第12条第2項を以下のとおり改める。

(イ) 有償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

(ロ) 無償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる国家公務員宿舎関係法令に基づき算定した有料宿舎の使用料に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

ホ 第12条第3項に、「前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。」と追加。

(注5) 地方公共団体が第三者へ転貸することを予定したものである場合等には、第9条第2項に「ただし、事前にその理由を記載した書面によって部局長に申請し、部局長の承認を得た場合には、使用許可物件を他の者に転貸することができる。」と追加するものとする。